

【利用料金の返還について】

○返還手続きは総合体育館窓口にて受けることができます。

〔体育施設利用料金返還申請書〕及び〔体育施設利用許可書兼領収書〕を提出して申請してください。

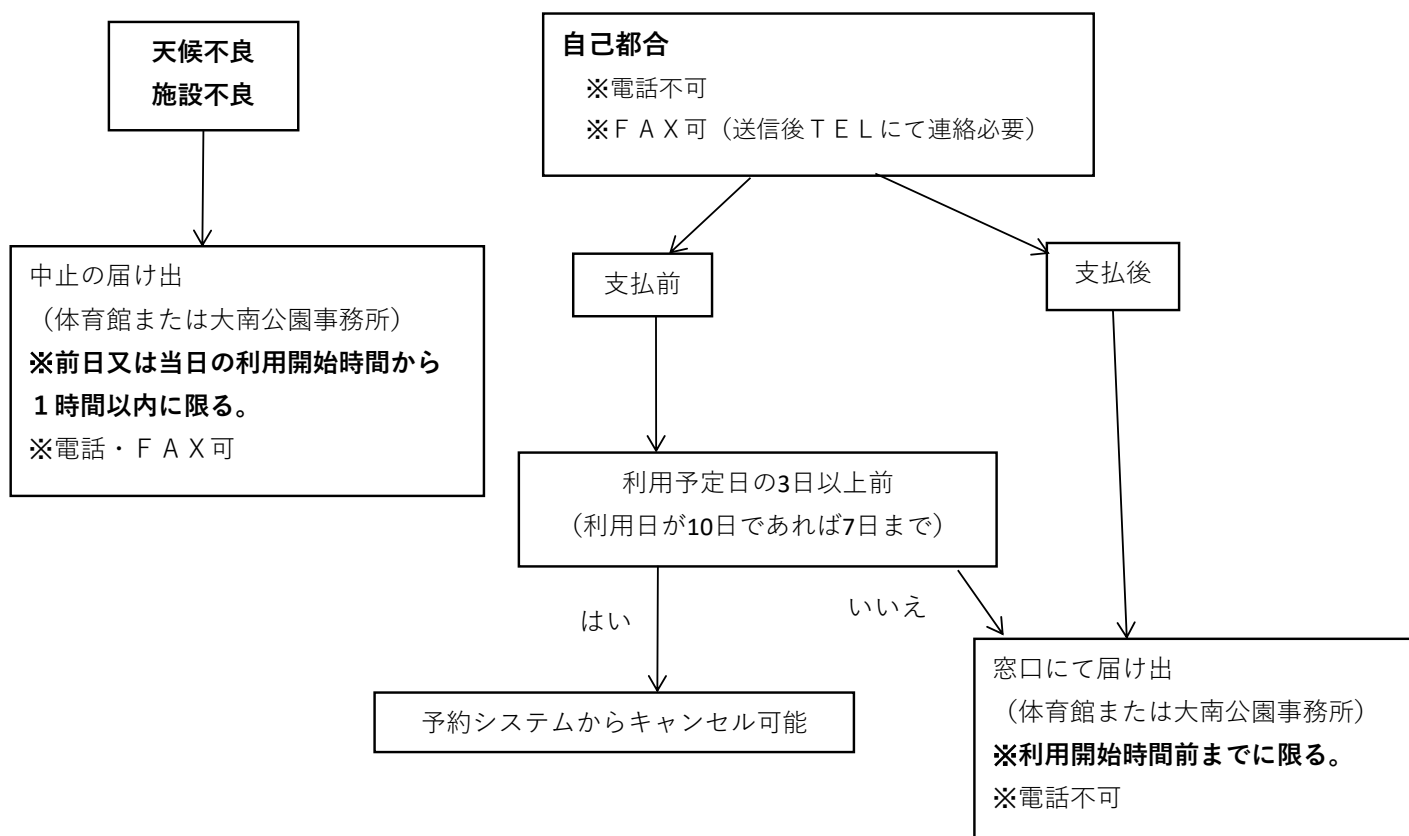
○予約後のキャンセル・利用料支払い後の利用中止について

予約後に利用許可を受けない状態(未払いの状態)での**無断キャンセルは、ペナルティの対象となります。**

また、利用料支払い後に中止する場合は申請が必要です。申請のない場合は返還の対象となりません。

予約後のキャンセル、利用料支払い後の利用中止は『総合体育館』又は『大南公園体育施設管理事務所』へ必ずお申し出ください。

【利用中止・料金返還手続き手順】



○次の場合は返還対象となりません。

1. 自己都合で利用の取り消しをする申し出が、利用開始時間を経過した場合。
2. 天候不良で利用を中止する申し出が、利用開始時間から1時間を経過した場合。
3. 体育施設利用許可書兼領収書の提出がない場合。
4. 返還申請の申し出から1ヶ月を経過した場合。

武蔵村山市総合体育館

TEL 042-520-0082

FAX 042-520-2468

(9:00~21:00・休館日第一月曜日・休館日の問い合わせは大南公園事務所へ)

大南公園体育施設管理事務所 TEL 042-569-8135 (9:00~17:00)